9.22日本軍「慰安婦」問題に関する日韓交渉/仲裁を前進させる国際シンポジウムからの勧告

1. 日本軍「慰安婦」問題に関するすべての討議は、国連憲章が示している平和と友好関係の維持に力点を置いて行われることが重要である。すなわち日韓両政府は、紛争の平和的解決を増進させるための客観的でかつ承認された国際法の諸原則にしたがい、両国間の交渉を行わなければならないと考える。
2. シンポジウムに参加した法律専門家たちの一致した見解によれば、1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「協定」）上の請求権に関する紛争が、いま日韓両国間に存在している。だが、この「協定」にはまた、その「解釈及び実施に関する」紛争が生じた場合について、両国の外交上の経路を通じて交渉を要請する条項、及びもしその交渉が成功しなかった場合は、その紛争を仲裁手続きにより解決する条項を含んでいる。

a. 国際紛争の存在の如何は客観的に判断すべき問題であり、紛争の存在の単なる否定はその不存在を証明できない、という国際司法裁判所の意見(BELGIUM v. SENEGAL ICJ, 20 July 2012, para. 57)を考慮し、現時点において両国間の交渉は、暗礁に乗り上げたと判断される。これは、両国が仲裁へ進まなければならないことを意味する。

b. ただし、日本政府は交渉を再開するため、韓国政府に新たな提案をすることが可能である。

c. しかし、もし２ヶ月以内に提案がなかった場合、両国は即時仲裁手続きに入らなければならない。

1. 日本と韓国の間の諸条約および国連憲章の精神に基づき、また2011年8月30日韓国憲法裁判所の決定に敬意を表すならば、日本政府は1965年諸条約に関する会談のすべての資料を全面公開しなければならないと、シンポジウムに参加した法律専門家たちは一致して判断した。
2. 両国は、女性の人権の尊重を誓約してきたこと、女性への武力紛争による影響に対し国際社会が理解を深めてきたことを認め、女性の権利を増進することが東アジアの持続的平和の維持のために重要であることを認め、日本軍「慰安婦」に関し新たな協定を締結することが相互の利益になることを真摯に検討することが可能である。
3. 日本国の国会で、もし「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」が成立するならば、この問題は両国間の交渉や新しい協定の締結なしに解決できるだろう。ただし、その法案は日本軍「慰安婦」制度を強いられた女性たちの要請を忠実に反映しなければならない。また、その法案の文言は、組織的強姦と性奴隷に関する国連決議と符合することも重要である。
4. 最後に、シンポジウム参加者たちが思うには、日韓両国政府は日本の植民地支配が韓国に与えた影響に関し、持続的に対話するための機構を組織することが望ましい。それは、両国が過去数十年間享有してきた友好的かつ平和的な関係を今後も維持し、また両国民が相互の歴史と文化の理解を深めることに資するだろう。それはまた、人権の尊重に対する尊重を含め両国が国連憲章の順守を誓約していることを示すことになり、意味ある和解のための機構を見つけようとしている他の諸国のモデルになるだろう。

以上